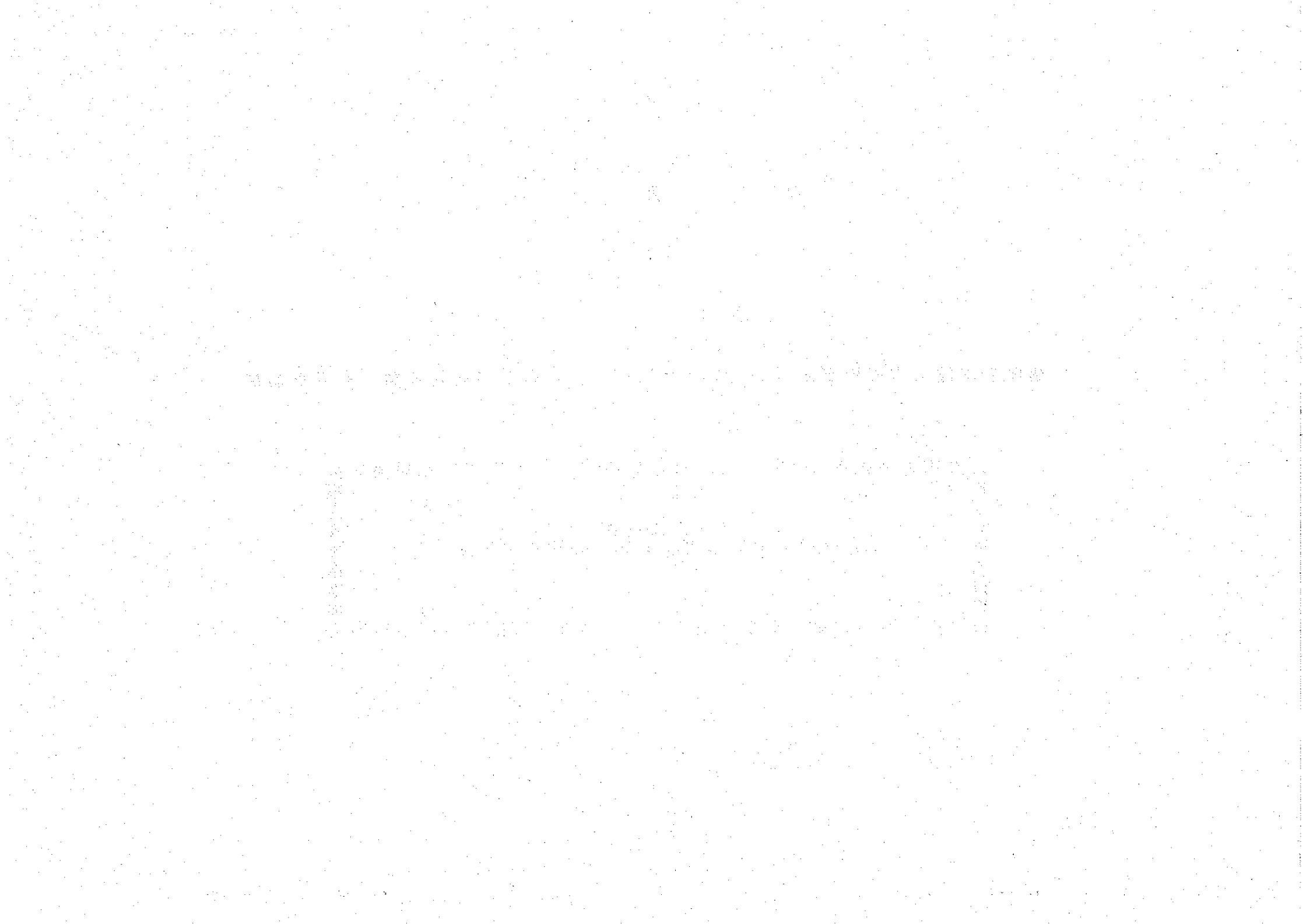


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
※
平成23年第1回箕面市議会定例会議案
(追加第3号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）

箕 面 市



報告第2号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年3月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成23年1月13日 午後2時40分頃
- 2 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘三丁目305番2地先路上
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の状況 本市の公用車（みどりまちづくり部土木施設・動物担当職員運転）が、上記日時・場所において、市道紅葉橋線を北進し、青信号の交差点に徐行しながら進入したところ、市道中央線を自転車で西進してきた相手方と横断歩道上で接触し、相手方が右拇指圧挫創の負傷をしたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、1,7,700円とし、市は、市の自動車損

害賠償責任保険から相手方に全額を支払ったことをもって、市が相手方に支払うべき金額の支払とする。

6 和解年月日 平成23年3月3日

写

専決第 / 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成23年1月13日箕面市桜ヶ丘三丁目305番2地先路上において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[REDACTED]を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成23年3月2日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第2号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。